

飯能市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針 骨子

1 方針策定の背景と目的

我が国の総人口は減少局面に入り、児童生徒数の減少による学校の小規模化に伴う諸課題が顕在化しています。文部科学省は、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定しました。

飯能市においても同様の課題が生じている状況にあることから、令和8年3月に策定した「第4期飯能市教育振興基本計画」においては、小規模校（学級数が11学級以下の小・中学校をいう。）のあり方について、学校施設の再配置や集約化などを視野に入れて総合的に検討を進めることとしています。

2 学校の規模と配置の適正化に向けた教育委員会の基本的な考え方

飯能市教育委員会では、「市の宝」であるこどもたちの質の高い学びを保障するため、「21世紀型の学校」を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、次の事項を基本的な考え方に据えて検討します。

- (1) 児童生徒の教育条件の改善、学校における教育効果の維持・向上を中心に検討します。
- (2) 飯能市の地理的条件を勘案し、通学距離、通学時間という児童生徒の通学条件に配慮して検討します。
- (3) 長期的な視点で安心できる学び舎としての教育環境の整備を検討します。

3 学校規模の現状と学校運営上の課題

法令上、学校の規模について、小・中学校ともに全ての学年で複数の学級を編成できる「12学級以上18学級以下」が標準とされています。令和8年度において、飯能市では既に小学校6校、中学校5校が標準規模を下回る状況にあります。

また、学校小規模化の影響としては次のような課題が想定され、児童生徒への影響が懸念されます。

（影響の例）

- ・ 児童生徒が、集団の中で多様な考えや意見に触れることが難しい。
- ・ クラス替えができず人間関係が固定化される。
- ・ 運動会、文化祭、遠足、修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ・ 球技や合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ・ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ・ 児童生徒同士、又は教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。
- ・ （特に中学校において）特定の教科の免許状を有する教員の配置ができない。

4 飯能市の児童生徒数と学級数

令和 8 年度から 5 年後（令和 13 年度）の児童生徒数は、学区ごとに令和 8 年 5 月 1 日時点の年齢別人口から推計すると、検討の必要性が非常に高い状況にあることがわかります。

また、児童生徒数の減少は、今後においても続くことが予想されます。

地区	≪小学校≫						≪中学校≫					
	学校名	児童数		学級数等			学校名	生徒数		学級数等		
		R8	R13	R8	R13	備考		R8	R13	R8	R13	備考
飯能	一小	561	460	19	16	標準	西中	281	272	8	9	標準未満
	二小※	31 (7)	29 (3)	4	3	複式						
精明	精明小	97	73	6	6	標準未満	一中	469	498	13	14	標準
	富士見小	460	345	15	13	標準						
	双柳小	437	374	14	12	標準						
加治	加治小	486	426	18	14	標準	加治中	382	366	12	12	標準
	加治東小	272	334	12	12	標準						
	美杉台小	709	436	22	15	標準	美杉台中	311	385	10	12	標準
南高麗	南高麗小	85	70	6	5	複式	南高麗中	35	44	3	3	標準未満
東吾野 吾野	奥武蔵小※	74 (19)	40 (15)	6	4	複式	奥武蔵中※	52 (10)	46 (10)	3	3	標準未満
原市場	原市場小	95	59	6	5	複式	原市場中	81	73	3	3	標準未満
名栗	名栗小※	59 (26)	43 (12)	5	4	複式						

・“※”は小規模特認校制度を採用している学校で、（ ）内に該当児童生徒数（R13は過去5年間の平均値）を記載。
・児童生徒数は特別支援学級在籍者を含む人数、学級数は通常学級のみを記載。

5 規模と配置の適正化を進めるための手法

学校の規模と配置の適正化を進めるに当たっては、小規模校のうち各学年において複数の学級を編成することができない学校の関係者（児童生徒やその保護者、教職員、学校運営協議会、これから入学する未就学児の保護者等）に意向を確認しつつ、地域の特性や実情を踏まえ、次のような手法を基本として検討します。

(1) 統廃合

- ア 統合予定校を隣接する他の学校に統合する。
- イ 統合予定校を分割し、それぞれ他の学校に統合する。
- ウ 統合予定校をすべて廃校とし、新たな学校として設置する。

(2) 通学区域の再編

隣接学校間における通学区域を再編し、児童生徒数の不均衡を解消する。

6 飯能市の地域特性と併せて検討する必要がある課題

(1) 通学手段の確保

通学条件として、文部科学省では従来の通学距離基準（小学校：4km 以内、中学校：6km 以内）に加え、昨今の通学実態の多様化を踏まえ、適切な交通手段を確保することによる通学時間の基準として「1 時間以内」を一応の目安として示しています。

広大な市域を有する飯能市の地理的条件を念頭に置き、通学手段の確保を併せて検討していきます。

(2) 施設の整備と維持・修繕

近年の夏の酷暑への対応として体育館への空調設備の整備、小学校の水泳教育において必要となるプールの維持、その他老朽化が進んだ学校関連施設を安全に使用し続けるために必要な修繕等について、中・長期にわたって計画的に行っていく必要があります。

7 各小・中学校の規模と配置の適正化の進め方

(1) 個別検討計画の策定

基本方針に基づき、原則として標準未満の規模となる見込みの学校を中心に、検討委員会（名称未定）を設置して検討を行います。

(2) 地域・まちづくりとの調和

地域防災、地域コミュニティ、まちづくりにおける跡地利用等について、総合教育会議等を経て、飯能市の計画等を踏まえた発展的調和を図ります。

令和 8 年 7 月 24 日
飯能市教育委員会